

## 長期収載品の選定療養について

2024 年の診療報酬改定により、同年 10 月より長期収載品の選定療養の制度が開始されました。この制度は、患者様のご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまにご負担いただくものです。

ただし、医師が医療上の必要性が判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。

ご不明な点は主治医又は薬剤師までご相談下さい。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年以上が経過しているものや後発品置換え率が 50%以上のものなどの要件に該当する医薬品である。対象医薬品の詳細は厚生労働省のホームページで公表されています。

※選定療養とは、保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。